

# 名古屋北 法人会だより

2012  
No. 122

1月

題字 名古屋北税務署長 松本 良二

## 平成24年度 税制改正要望全国大会 納税表彰受彰者

### ●市内9法人会合同講演会

東京大学名誉教授 養老孟司氏



法人会

消費税期限内納付

推進運動

社団法人 名古屋北法人会

2	年頭のごあいさつ	会長 野田純一
3	年頭のごあいさつ	名古屋北税務署長 松本良二
4	謹賀新年	
5	受賞おめでとうございます	
6	税制改正要望全国大会	
10	税務相談窓口	
14	愛知県広報	
16	名古屋市税だより	
18	税理士会コーナー	
21	支部コーナー	
23	青年部会コーナー	青年部会だより
25	女性部会コーナー	見学研修会 杉村支部 (株)甲英 矢澤よしみ
30	市内9法人会合同講演会	「面白く生きる道しるべ」 東大名誉教授 養老孟司 氏
34	新会員紹介	
35	北法人会の行事メモ	



# 年頭のごあいさつ

(社)名古屋北法人会 会長 野田純一

新年あけましておめでとうございます。

平成24年の年頭にあたりまして、会員の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から法人会活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当会は「よき経営者を目指すものの団体」として会員の積極的な自己啓発を支援し、正しい税知識の普及・納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献するという大きな役割を担っております。しかしながら、法人会を取り巻く環境は大変厳しさを増しており、全国的に退会者が増加し、会員加入率の低下が著しく、組織の維持に危機感を抱かざるを得ない状況にあります。

そこで当法人会といたしましては、平成20年12月1日に施行されました新公益法人制度改革を踏まえ、事業活動を進める中での社会貢献を重視した事業活動により一層取り組んでいるところであります。社会貢献活動の一環として、未来を担う子ども達や親御さんに税の役割や使い道を学んでもらい、税に関心をもってもらおうと「区民まつり」に協賛し「税金クイズ」等を行い、多数の子ども達の参加を得ることができました。

更には、会員の皆様方のニーズに応えるべく、税務教室、経営教室並びに、各支部、部会において税制改正を中心に税務研修にも取り組んでまいりました。

また、一般市民の方々にも各種の講演会、研修会等の参加をホームページを中心に告知して広報にも力を入れているところであります。

さて、昨年を振り返ってみますと、少し日本の景況も上向きかけた矢先の3月11日に「東日本大震災」が発生し、経営的にも多大な痛手を被ると共に、その後の急激な円高などの影響もあり、我々中小企業にとっては、厳しい経営環境が続いております。

このような情勢の中で、法人会を取り巻く環境も、大変厳しい状況にあります。常に創意工夫を図りながら、会員の皆様方のニーズを的確に捉え、事業活動を推進して行きたいと考えております。

最後になりますが、この新しい年が明るく輝かしい年となることを切望しつつ、税務ご当局を始め関係各位の相変わりにご指導ご支援をお願い申し上げますとともに、会員企業の益々のご繁栄と皆様方のご健勝を祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。





# 年頭のごあいさつ

名古屋北税務署長 松本良二

新年明けましておめでとうございます。

平成24年の新春を迎え、社団法人名古屋北法人会会員の皆様方に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

法人会会員の皆様には、日ごろから税務行政につきまして、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新しい年を迎え、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを期待しております。

昨年7月に名古屋北税務署に着任し、早くも半年が経過するわけですが、その間、野田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方とお会いする機会に恵まれ、その都度、活発で充実した活動を拝見させていただき大変心強く感じております。

名古屋北法人は、その発足以来一貫して「健全な納税者の団体」として税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでこられました。特に、税務教室や各種講演会等の開催、区民まつりへの参加など地域貢献活動に積極的に取り組まれ、着実に成果を上げられていることに敬意を表する次第であります。

さて、昨年を振り返りますと、3月11日に発生しました東日本大震災では、東北地方を中心に未曾有の被害を被りました。法人会の会員の皆様方の親族、取引先、関係者で震災に遭われた方々に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りします。この大災害は、東北地方のみならず、私たちが住んでいる地域にも少なからず影響を及ぼしており、かつて経験したことがない不透明な経済情勢に、急激な円高が追い討ちとなり、厳しい経営を強いられている企業も多いこととご推察申し上げます。このように大変な時期ではございますが、今後も税務行政に係る各種施策の良き理解者として、ご助力いただけるものと確信しております。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、私どもといたしましては、引き続き納税者の利便の向上を図りつつ、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営に努めることにより、私どもに与えられた使命を着実に果たしていく必要があります。国税当局は、納税者の皆様が自らの納税義務を円滑に果たすための環境を提供する機関であることを認識し、

一般の納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で臨むことにより、税務行政への理解と信頼を得ていくとともに、納税者のニーズに合ったサービスを提供できるよう一層努力してまいり所存でございます。

国税庁では、「申告納税制度」を支える観点から、申告に必要な情報や手段等をホームページで提供させていただくなど、ITを活用した納税者サービスに努めております。中でも、納税者の皆様の利便性の向上と事務の効率化に繋がるものとして、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用拡大は重要な施策として取り組んでおります。

e-Taxは、法人税・消費税等の申告だけでなく、まもなく提出期限を迎えます「法定調書合計表」の提出、インターネットバンキング契約が不要な「ダイレクト納付」による電子納税、電子証明書の不要な「所得税徴収高計算書」の送信（源泉所得税の納付）、経営審査や入札参加指名願等で必要な「納税証明書」の交付請求など、様々な手続にご利用いただけます。

税のオピニオンリーダーであります法人会の皆様方には、その趣旨をよくご理解され、積極的に利用していただいているところであり、厚く御礼申し上げます。今後も、e-Taxを利用されていない会員の方はもちろん、利用されている会員の方々におかれましても、未利用の手続がございましたら、それらの利用へと更に拡大していただきたいと思っております。

まもなく所得税の「確定申告」の時期を迎えます。当署では、昨年に引き続き確定申告会場を中産連ビル（東区白壁）に設置することとしておりますが、ここ数年、確定申告をされる方は年々増加しており、確定申告会場が非常に混雑しております。確定申告をされる会員企業の役員及び従業員の皆様方には、「国税庁ホームページ」の「確定申告コーナー」を利用して、ご自宅のパソコンで確定申告書が簡単に作成できることをPRしていただき、是非、「e-Tax」で確定申告書を提出していただきますよう、ご案内方をよろしくお願いいたします。

結びにあたりまして、社団法人名古屋北法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご家族のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

# 謹賀新年

平成二十四年



名古屋北部県税事務所長

太田 淑孝



名古屋市栄市税事務所長

鈴木 裕



==== **名古屋国税局長表彰** (平成23年10月31日) =====



秋田豊治 副会長  
(ビクトリア珈琲株式会社)

==== **名古屋北税務署長表彰** (平成23年11月18日) =====



小林健次郎 常任理事(親和電機株式会社)      松山弘正 本部理事(松山業務店株式会社)  
柴田三千夫 本部理事(株式会社シバタ紙器製作所)

==== **名古屋北部税務推進協議会長表彰** (平成23年11月18日) =====



鵜飼優機 常任理事(まさき電設株式会社)      石川裕高 常任理事  
竹中敬治 常任理事(矢田川電鍍工業株式会社)      (合資会社ハートエージェンシー)

# 平成24年度 税制改正要望全国大会

平成24年度の法人会全国大会兼税制改正要望大会は、さる10月6日（木）全国から3,300名が出席し、横浜市の国立横浜国際会議場（国立大ホール）で開催されました。

別項のスローガンのもと「提言文」と「税制改正要望事項」が満場一致で採択されました。

## 平成24年度 税制改正に関する提言（要約）

### 基本的な課題

#### I. 東日本大震災からの復興に向けて

##### 1. 復興財源について

###### (1) 増税を実施する場合の期間

- ・震災からの復興財源は、今を共に生きる我々が、我々の責任において負担することを大前提とすべきである。
- ・まず不要不急の歳出見直しと無駄の削減を徹底的に実施し、それでも財源が不足する場合には、臨時的な増税もやむを得ないものとする。
- ・増税を実施する場合には、国民の理解を得たうえで復興後の経済の重荷にならないよう極力短期とすべきであり、またその開始時期も景気への影響に十分配慮する必要がある。

###### (2) 増税税目についての留意点

- ・国内産業の空洞化や雇用、消費へ悪影響を及ぼす恐れから、所得税、法人税の増税には問題がある。税制規模と安定性、さらに景気に対する中立性の観点から消費税が最も適していると考えられる。
- ・その場合、消費税増税は被災者も同等に負担することになるため、何らかの配慮的な

措置を講じるなどの必要がある。

##### 2. 震災復興に向けた各種支援の拡充

- (1) 被災地企業の法人税を一定期間、減免
- (2) 固定資産税の弾力的運用
- (3) 特区の創設

#### II. 社会保障と税の一体改革

##### 1. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・わが国の社会保障制度は先進国のなかでは「中福祉」に位置し、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」である。
- ・この「給付」と「負担」をバランスさせるためには既存の給付のあり方を見直すとともに、負担についても「中負担」にする必要があり、またその財源は安定的でなければならない。

- (1) 財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、将来にわたり50%程度にとどめるべきである。そのためには「自助」と「公助」の役割分担や、給付の効率化も極めて重要になる。
- (2) 社会保障の安定財源としては、政府の一体改革案が示したように消費一般に広く公平に負担を求め、かつ税率が景気に左右されにくい消費税が適しており、その税率の段階的引き上げはやむを得ないと考える。但し、国民に負担増を求めるためには、行財政改革のさらなる徹底は不可欠であり、かつ景気への十分な配慮がされるなど国民各層の合意を得るための努力が必要であることは言うまでもない。
- (3) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

##### 2. 財政健全化に向けて

- (1) 財政運営戦略にある健全化目標を着実に達成すべき。

(2) 国債の信認確保は極めて重要。

### 3. 行財政改革の徹底

- ・震災復興と社会保障の財源確保のためには「増減やむなし」とするが、それは国・地方においてぎりぎりまでの行財政改革が行われることを前提としている。
- ・しかしながら、改革の取組は極めて不十分であり、もはや改革の先送りは許されない。国会・地方議会は国民に痛みを求める前に、まず自ら身を削る覚悟を示すことが必要である。
- ・直ちに、以下の諸施策について期限を定めて改革を断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2) 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の見直しによる無駄の削減
- (4) 民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる

### 4. 税制の抜本改革のあり方

所得、消費、資産の課税バランスを図ると同時に、国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが重要。特に、法人税の改革は喫緊の課題。

### 5. 共通番号制度の早期導入

以下の点を踏まえた上で、早期導入に向け、積極的な検討を進めるよう求める。

- (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化
- (2) 税務情報などプライバシー保護のための法整備
- (3) 税務面のみならず社会保障分野にも活用するなど、納税者の利便向上に配慮

## Ⅲ. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人税率の引き下げ

- ・アジア・欧州各国では、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを図るため、法人税率の引き下げが行われており、わが国との税率較差が拡大している。
- ・また、年々社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高

まっており、こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用の悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。

- (1) 平成23年度税制改正法案に盛り込まれた法人実効税率5%引き下げは法案通りの成立を求める。
- (2) 法人税率のさらなる引き下げにより、早期に欧州、アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

### 2. 事業承継税制の拡充

- ・わが国の企業の大宗を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根拠を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- ・平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

- (1) 納税猶予制度の要件緩和と充実
- (2) 親族外承継に対する措置の創設
- (3) 「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは免除する」本格的な事業承継税制の創設

### 3. 中小企業の活性化に資する税制措置

わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、その存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立を求める。

- (1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置の本則化
- (2) 交際費課税の見直し
- (3) 役員給与の損金算入拡充

## Ⅳ. 国と地方のあり方

- ・わが国の中央集権的システムは経済社会の現状に適合しなくなっており、行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。そういう意味で地方分権は必然的流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。



・国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築するかが重要である。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。
- (2) さらなる市町村合併を推進すると共に、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求すべき。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要。
- (4) 地方議会は、大胆にスリム化し、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。
- (5) 地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

## V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応
2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の高揚を図っていくことが必要。

## 税目別の具体的意見

### 1. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方  
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税・住民税は広く国民全体で負担していくものとするべき。
- (2) 各種控除制度の整理・統合  
諸控除の整理・合理化を図るとの観点から見直しを優先すべき。
- (3) 少子化対策
- (4) 金融所得一体課税

### 2. 法人税関係

- (1) 同族会社の留保金課税制度の廃止
- (2) 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは不要

### 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の課税強化は行うべきではない
- (2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

### 4. 消費税関係

- (1) わが国の危機的な財政状況を考慮すると、消費税率の引き上げはやむを得ないが、行財政改革の徹底、歳出入の見直しが前提であり、かつその実施時期は景気への配慮が必要。
- (2) 消費税を社会保障目的税とすることは慎重であるべき
- (3) 当面は単一税率が望ましい
- (4) 消費税の滞納防止

### 5. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本の見直しを求める
- (2) 事業所税は二重課税であり、廃止を求める
- (3) 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき
- (4) 法人に対する安易な法定外目的税は課すべきでない

### 6. その他

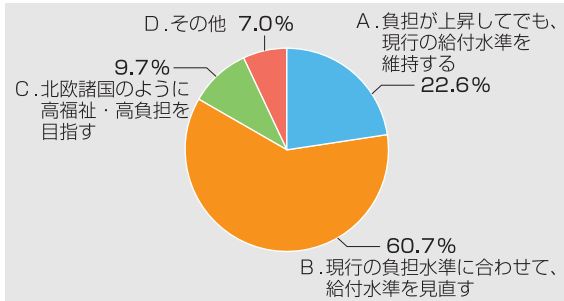
- (1) 配当に対する二重課税の排除
- (2) 電子申告について

一層の利便性を高めるとともに、地方税の電子申告（eLTAX）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

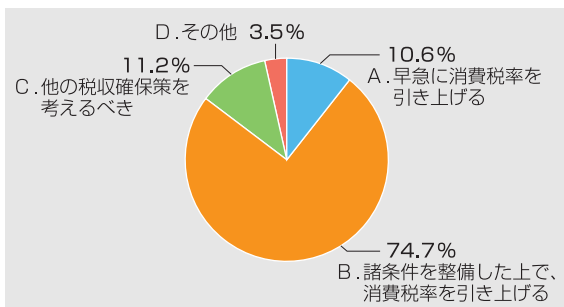
## 税制改正に関するアンケート調査結果

(有効回答総数 9,380名)

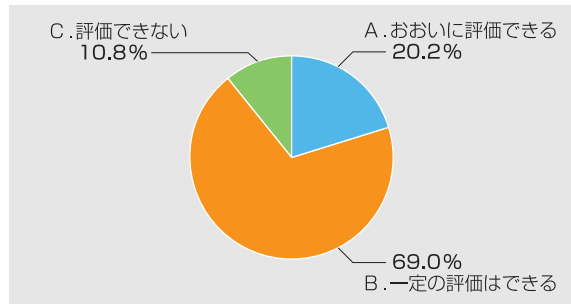
Q1 政府は、社会保障と税制の一体改革を検討していますが、国民負担の今後のあり方についてどのように考えますか。



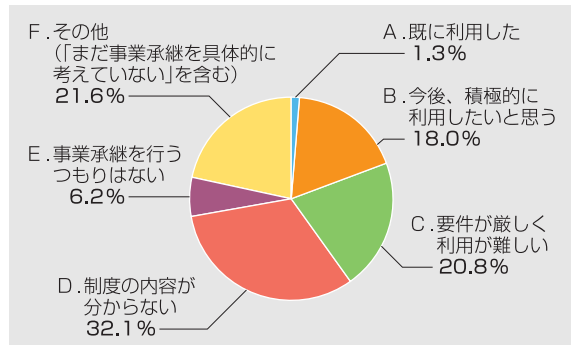
Q2 増大する社会保障費の財源を確保するために、消費税の増税による安定的財源の確保が不可欠であるとの指摘があります。この点についてどのように考えますか。



Q3 平成23年度税制改正法案に盛り込まれた「国税と地方税を合わせた法人実効税率の5%引き下げ」についてどのように考えますか。



Q4 事業承継税制として、非上場株式等にかかる相続税と贈与税の納税猶予制度が平成21年度に創設されました。この制度についてどのように考えますか。



## 平成24年度税制改正に関するスローガン

(総論)

- 行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を!
- 地域経済を担い、新成長の原動力となる中小企業に活力を!(震災復興)
- 短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復興に全力を!

(所得税)

- 所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を!

(法人税)

- 法人実効税率は欧州・アジア主要国並みの30%以下に引き下げを!

(事業承継税制)

- 適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を!

(消費税)

- 消費税率引き上げの前に、徹底した行革により行政のスリム化を!

(地方税)

- 地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を!

(その他)

- 年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を!

## 大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、自らの公益性と透明性を高めるための不断の努力をここに誓うものである。

3月11日に発生した東日本大震災は広範囲にわたり未曾有の被害をもたらした。その痛みは全国民が等しく共有するところであり、1日も早く復旧復興の道筋がつけられることを願うものである。被災地支援は被災地域の生活再建だけでなく日本経済の再生にもつながるものであり、今を共に生きる我々が手を携えて多角的にスピード感をもって復興に当てる必要がある。法人会も組織的に、また個々の会員の力を借りて積極的に被災地支援を行っていくことを誓うものである。

いま、「震災の復興財源」そして「社会保障と税の一体改革」と、税の問題は今後我が国が自らを再生させる重要課題としてわれわれの前にある。我が国の企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。税制改革にあたっては、地域経済の担い手である中小企業の活性化なしに日本経済の再生はあり得ないとの観点から、法人税率の軽減、事業承継税制の確立を最重要課題として提言するものである。

創設以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成23年10月6日  
全国法人会総連合全国大会

# 税務相談窓口

名古屋北税務署

## 源泉所得税の納付は電子納税で

源泉所得税の納付は、<sup>イータックス</sup>e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した電子納税が便利です。

### e-Taxのメリット

- **自宅やオフィス等で納税ができて便利！**  
源泉所得税の納付が、税務署や金融機関に向くことなく、自宅やオフィス等からできます。
- **午後9時まで納税ができて便利！**  
e-Taxの利用可能時間内（通常期は祝日等を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時）でページに対応したインターネットバンキングの稼働時間内（ダイレクト納付の場合は、ダイレクト納付が利用できる各金融機関のオンラインサービス提供時間内）であれば、金融機関や税務署の窓口が開いていない時間でも納税できます。
- **源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書をデータ送信できて便利！**  
給与等の支払があっても納付税額がない場合は、源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書データを送信すれば、所得税徴収高計算書を税務署に持参又は送付する必要はありません。
- **源泉徴収税額の手続には電子証明書が不要！**  
源泉所得税の納付をする場合や、源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書データを送信する場合には、電子証明書は必要ありません。

### 源泉所得税の電子納税のしかた

ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した源泉所得税の納付のしかたは次のとおりです。

#### 1 徴収高計算書データの作成・送信

e-Tax ソフトを利用して徴収高計算書データを作成します。

e-Taxにログインし、作成した徴収高計算書データを送信します。徴収高計算書データを送信すると、e-Taxソフトのメッセージボックスに「納付区分番号通知確認（受信通知）」が送信されます。

The screenshot shows a tax calculation screen with a table of income and tax amounts. At the bottom, there are two radio buttons for payment methods: '1 送付不要' (No payment required) and '2 送付希望' (Payment required). The '2 送付希望' option is selected.

所得区分	所得金額	源泉徴収税額	合計
給与所得	3,240,000	83,400	
雑所得	700,000	61,337	
合計		144,737	

#### 2 納付方法の選択・納付

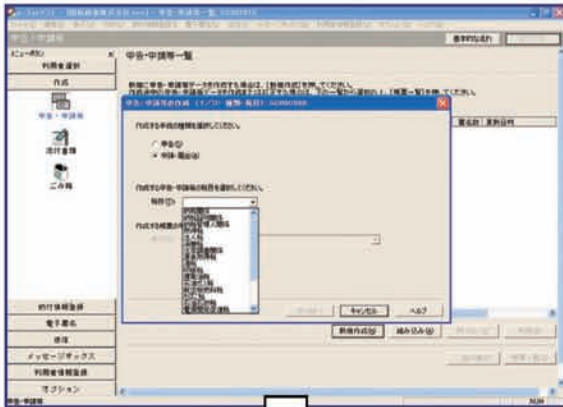
e-Taxソフトのメッセージボックスの「納付区分番号通知確認（受信通知）」を表示します。

- ① **ダイレクト納付を利用する場合**  
画面の「ダイレクト納付」のボタンをクリックし、ダイレクト納付確認画面を表示します。画面の「今すぐ納付を行う。」又は「納付日を指定して納付を行う。」を選択して納付します。
- ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**  
画面の「インターネットバンキング」のボタンをクリックし、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインし、表示される払込情報を確認した上で、払込を実行して納付します。

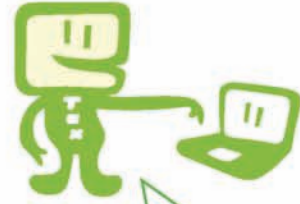
# 法定調書の作成・提出はパソコンで!!

(参考) e-Tax 操作画面

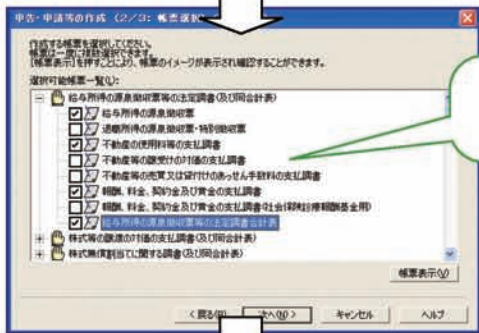
※ 画面は平成 22 年分のものになります。



e-Tax ソフトを、e-Tax のホームページからダウンロードします。



操作開始!!



「作成」メニューから作成する法定調書を選択します。



法定調書合計表の内容を入力します。  
一定の項目は自動的に計算されます!

(法定調書)

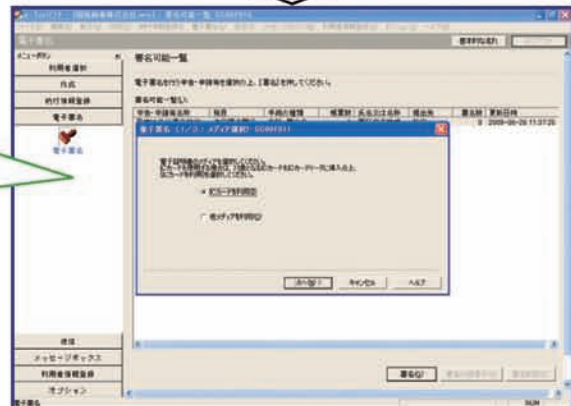
法定調書の内容を入力します。



(法定調書合計表)



e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書(電子署名)の添付が必要です。  
※ 税理士等による代理送信の場合は、提出義務者の電子署名を省略することができます。



# e-Taxを利用して 納税証明書の交付請求しませんか

**e-Taxで  
書面の納税証明書を  
受け取るメリット**

- ① 手数料が安価です。1枚370円（通常は400円）
- ② 税務署へ出向かなくとも、郵送で受け取れます
- ③ 大量の枚数でも税務署窓口ですぐに受け取れます



# 確定申告のお知らせ

## ◎ 確定申告会場のご案内

【会 場】中産連ビル 2階集会室

【所 在 地】名古屋市東区白壁三丁目12番13号

【開設期間】平成24年2月13日(月)～3月15日(木)

(注) 土曜日と日曜日は除きます。ただし、2月19日(日)と2月26日(日)は開設しております。

【開設時間】午前9時15分～午後5時 (会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、できるだけ午後4時までにお越しください。)

### 【交通機関等】

基幹バス又は路線バス/清水口バス停徒歩3分

名鉄瀬戸線/清水駅又は尼ヶ坂駅徒歩5分

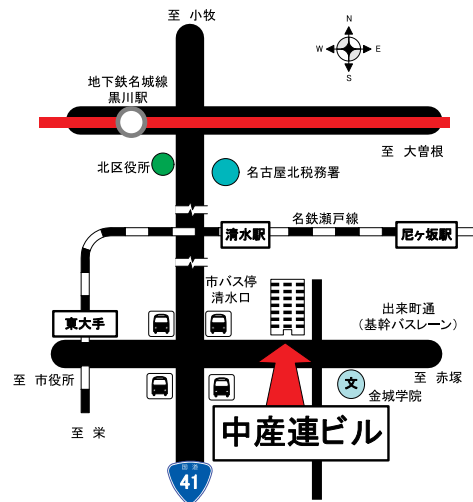
\* 当会場には、無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

### 【税務署からのお知らせ】

上記の期間中、名古屋北税務署内には申告会場を設けておりません。申告書等の提出はできますが、申告書の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。

名古屋北税務署 052-911-2471

電話は自動音声により案内しています。  
案内に従って、番号を選択してください。



確定申告書の作成はパソコンで!



## ◎ 税理士による広域確定申告センター開設

開設場所	アスナルホール (金山総合駅北口 アスナル金山内)
開設期間	平成24年2月1日(水)～2月9日(木) (注) 土曜日、日曜日は開設しておりません。
開設時間	午前9時15分～午後5時 *会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、できるだけ午後4時までにお越しください。
業務内容	○ パソコンを利用した確定申告書の作成補助 ○ 申告書の受付(仮収受) ○ 申告書用紙の交付

(注) 駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

(問い合わせ先) 名古屋国税局個人課税課(052-951-3511)<内線4122>

☆ ご自宅のパソコンで確定申告書が作成できる「国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)」の「確定申告書等作成コーナー」もご利用ください。



# 愛知県税だより

## 法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告について

愛知県では、(社)地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム (eLTAX:エルタックス) を利用したインターネットによる法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告の受付をしています。

なお、法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告は、全国47都道府県で申告可能となっています。

また、全国の政令指定都市及び多くの市区町村においても、法人市町村民税、固定資産税(償却資産)等の申告が可能となっています。

現在、電子申告のサービスを開始する市区町村は、さらに拡大中です。

eLTAXの詳細につきましては、[eLTAXのホームページ](#)をご覧ください。

### ○愛知県のエルタックスの利用可能なサービス

- 1 法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告
- 2 法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子納税

※ 平成21年4月から電子納税のサービスを開始しています。

詳細につきましては、愛知県ホームページの「[eLTAXを利用した電子納税について](#)」をご覧ください。

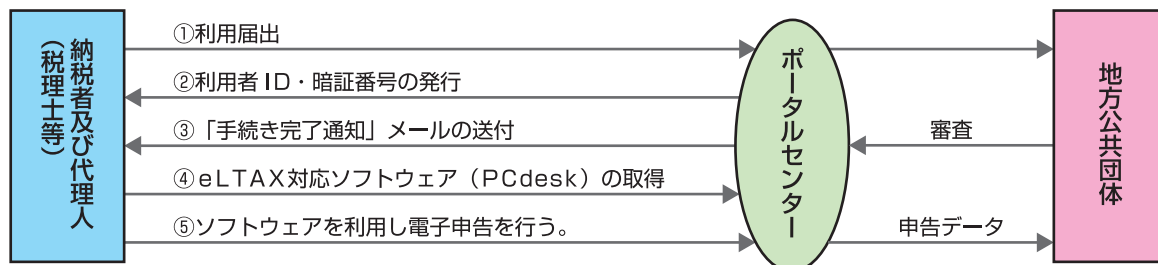
### ○電子申告のメリット

- 1 窓口へ来所することなく、インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告できます。
- 2 複数の地方公共団体への申告がまとめて送信できます。(※1)
- 3 市販の税務会計ソフトのデータでもそのまま申告できます。(※2)
- 4 eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできます。

※1 電子申告のサービスを提供している地方公共団体に限ります。

※2 eLTAX対応ソフトに限ります。

### ○電子申告の流れ



※ 納税者の利用届出の際には電子証明書が必要ですが、申告手続きを代理人(税理士等)に委嘱する納税者の場合には、電子証明書の取得は不要です。

## ○その他

- 1 eLTAXのご利用時間  
8：30から21：00まで（土日祝日、年末年始を除く。）
- 2 eLTAXに関するお問い合わせは、[eLTAXのホームページ](#)のお問い合わせ窓口から問い合わせ事項を入力していただくか、次の電話番号へ直接お問い合わせください。  
電話番号 0570-081459（ハイシンコク） 全国一律市内通話料金  
I P電話やPHSなどをご利用の場合：03-5765-7234 通常通話料金  
受付時間 8：30から21：00まで（土日祝日、年末年始を除く。）

## 自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

所有している自動車を売却（下取りに出すなど）したり、廃車したりしたとき、または、住所を変更したときには、必ず運輸支局で必要な手続きを行ってください。

また、住所を変更したときは、「自動車税住所変更届」を県税事務所へ提出してください。

この手続きを行わないと、いつまでも自動車税が課税されたり、納税通知書や還付通知書が届かなかったりする原因になります。

なお、これらの手続きを自動車販売業者などに依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

例年、3月下旬は運輸支局の窓口が大変混雑しますので、手続きはできるだけ早めに済ませましょう。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 自動車税グループ  
電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

## 不動産取得税の申告をお忘れなく

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときにかかる県の税金です。

この不動産の取得とは、家屋の新（増・改）築、土地や家屋の売買、贈与、交換などにより現実に不動産の所有権を取得することをいいます。したがって、等価交換のように経済的利益が発生しない場合や未登記の場合にも課税されます。

不動産を取得した方は、不動産を取得した日から60日以内に「不動産取得税申告書」を、不動産の所在地を管轄する県税事務所へ提出してください。また、郵送による申告も受け付けています。この「不動産取得税申告書」の用紙は、ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>）からダウンロードできます。

なお、一定の条件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合には不動産取得税が軽減されます。

どのような軽減措置があるのか、また、その必要書類等については、名古屋北部県税事務所までお問い合わせください。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 不動産取得税グループ  
電話 052-531-6306（ダイヤルイン）





## 給与支払報告書・償却資産申告書の提出はお早めに！

今年も給与支払報告書及び償却資産申告書を提出していただく時期が近づいてまいりました。次の点にご留意の上ご提出ください。

なお、給与支払報告書等は、地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用して電子申告ができます。また、個人住民税（特別徴収）については、電子納税もできますので、ご利用ください。

### 〔給与支払報告書提出のお願い〕

平成23年中に給与等を支払ったかたは「給与支払報告書（個人別明細書・総括表）」のご提出をお願いします。年少扶養親族に対する扶養控除の廃止など扶養控除の見直しに伴い、平成24年度の個人別明細書は様式・書きかたが変更となっておりますのでご注意ください。詳しくは、名古屋市ホームページ（<http://www.city.nagoya.jp/>）をご覧ください。

#### 1 提出範囲

- (1) 平成24年1月1日に給与等の支払いを受けているかた
- (2) 平成23年中に退職されたかたで支払金額が30万円を超えるかた  
(退職されたかたで支払金額が30万円以下のかたについても提出のご協力をお願いします。)

#### 2 提出先

- (1) 平成24年1月1日（退職されたかたは退職時）に名古屋市内に住所があるかた  
名古屋市個人市民税特別徴収センター  
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）  
電話 957-6930 FAX 957-6934
- (2) 平成24年1月1日（退職されたかたは退職時）に名古屋市外に住所があるかた  
住所のある市（区）町村の市民税担当課（係）

#### 3 提出期限

平成24年1月31日（なるべく1月20日までにご提出をお願いします。)

### 〔市・県民税特別徴収税額の一括徴収のお願い〕

1月1日以降4月30日までに退職された方については、残りの特別徴収税額（未徴収税額）を必ず一括徴収していただきますようお願いいたします。

### 〔償却資産申告書提出のお願い〕

平成24年1月1日現在に償却資産を所有するかたは、償却資産をお持ちの区ごとに申告書を作成し、平成24年1月31日までに該当する市税事務所へご申告ください。

#### 1 提出期限

平成24年1月31日

## 2 提出先

- ① **北区、守山区、千種区、東区、中区、名東区**管内に償却資産を所有するかた  
 栄市税事務所固定資産税課償却資産係  
 〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）  
 〈地下鉄栄駅4A番出口から400メートル〉  
 電話 959-3309 FAX 959-3319
- ② **西区、中村区、中川区、港区**管内に償却資産を所有するかた  
 ささしま市税事務所固定資産税課償却資産係  
 〒450-8626 中村区名駅南一丁目27番2号（日本生命笹島ビル8階）  
 〈笹島交差点から100メートル〉  
 電話 588-8009 FAX 588-8019
- ③ **昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区**管内に償却資産を所有するかた  
 金山市税事務所固定資産税課償却資産係  
 〒460-8626 中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）  
 〈地下鉄金山駅5番出口から500メートル〉  
 電話 324-9809 FAX 324-9826

### 〔納税は便利な口座振替・自動払込みのご利用を！〕

#### 1 ご利用できる税金は

市民税・県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税（土地、家屋） 固定資産税（償却資産）

#### 2 お申込み手続きは

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちになって、市税の取扱金融機関へお申込みください。

#### 3 取扱金融機関は

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。

※愛知県内の店舗のみで取扱いの金融機関もあります。

#### 4 口座振替・自動払込みできる預貯金は

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

#### 5 振替の開始は

原則として、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※名古屋市から「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

#### 6 納付書は

あなたが振替依頼された金融機関へ送付します。納税通知書（課税の根拠及び各納期別の税額などを記載したもの）は、あなたへ送付します。

#### 7 振替日は

各納期の最終日、納期前納付（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

#### 8 お問い合わせ先

○市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号

電話 957-6931 FAX 957-6934



# 平成23年分の年末調整 基本的な手順と改正点

名古屋税理士会名古屋北支部 三輪真一郎

## [年末調整の基本的な手順]

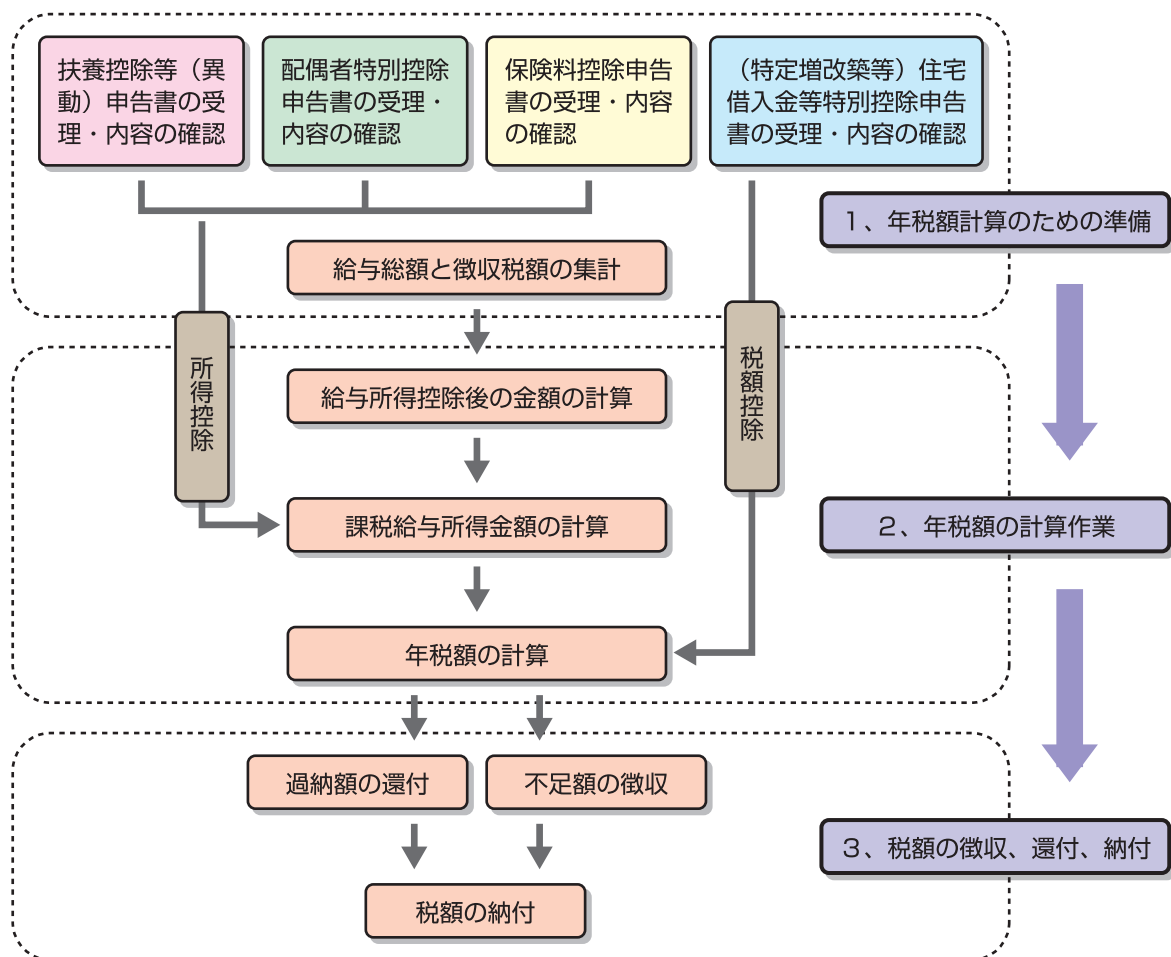
本年も年末調整が行われる時期となりました。各種申告書や証明書類の準備は整いましたでしょうか。具体的な年税額の計算はこれからという会社も多いと思います。

「年末調整」とは、ご承知のとおり、**給与の支払を受ける**一人一人について、毎月（日）の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について収めなければならない年税額とを比べて、その過不足を精算する手続のことです。

まずは、年末調整の基本的な手順を再度確認しておきましょう。

具体的には、次のような手順で行います（下記表1参照）。

表1 年末調整の基本的な手順



## [平成23年分の年末調整の改正点]

毎年同じような手続により行われる年末調整ですが、平成23年分の年末調整は、昨年と比べて、以下の改正点があります。しっかりと確認しておきましょう。

## 1、扶養控除の見直しが行われました

(1) 年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。

これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」といいます。）とすることとされました（下記表2参照）。

(2) 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

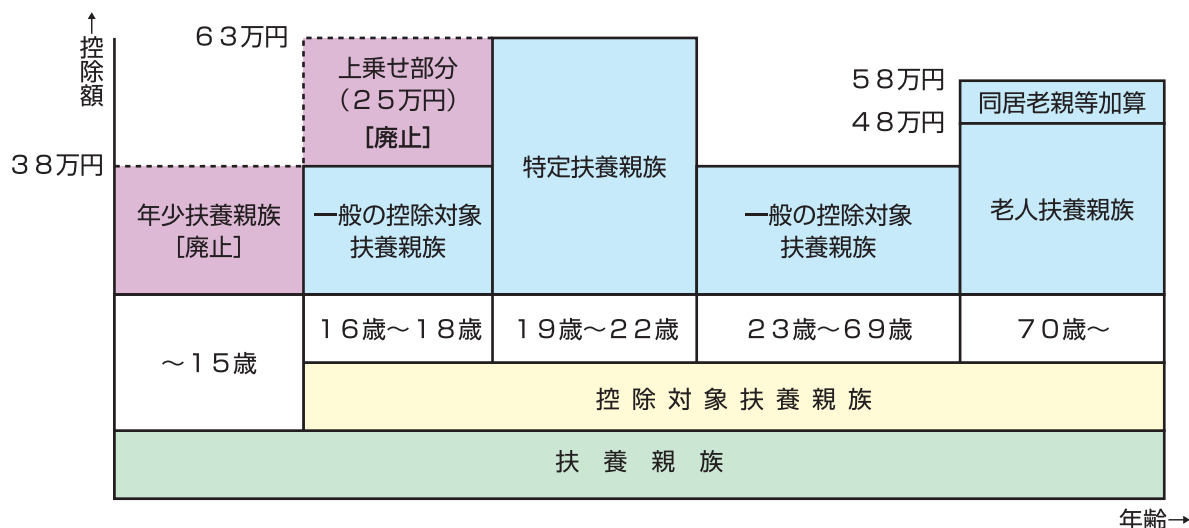
これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました（下記表2参照）。

(3) 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました。

(注)「扶養親族」とは、居住者と生計を一にする次の人（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

1. 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
2. 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
3. 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人

表2 年齢別の扶養控除の概要



## 2、同居特別障害者加算の特例措置が改組されました

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加算した額）とする制度に改められました。

(2) 給料や賞与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

(注)「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

(参考)

上記1（扶養控除）及び2（同居特別障害者）の事項について、改正後は次のようになります。

表3 改正後の扶養控除額等

区 分		控 除 額	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除(注2)	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	

(注) 1  の部分が改正された部分です。  
 2 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

### 3、給与所得者等が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例について、所要の経過措置を講じた上で、平成22年12月31日をもって廃止されました。

- (1) 給与所得者等が自己の居住の用に供する住宅等の取得に関して、その使用者等から受ける次の経済的利益等で、平成22年12月31日までの間に係るものについては、使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益等の水準を著しく超える部分を除き、所得税が課されないこととされています。
- イ 住宅等の取得に要する資金に充てるために、使用者から使用人である地位に基づいて無利息又は低い金利により資金を借り受けた場合の経済的利益
  - ロ 住宅等の取得資金を金融機関等から借り受けている場合の利子の支払に充てるために、その利子の全部又は一部に相当する金額を、使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合の利子補給金
  - ハ 勤労者財産形成促進法に基づき、使用者や事業主団体が講ずる負担軽減措置等により受ける経済的利益や補給金
- (2) 改正により、本特例については平成22年12月31日をもって廃止されました。  
 なお、同日以前に使用者等から住宅資金の貸付等を受けている人に対しては、引き続き本特例を適用するための所要の経過措置が講じられました。

### 【おわりに】

サラリーマンなど給与所得者の大部分の方は、この「年末調整」により所得税が精算され、確定申告をする必要がなくなることから、非常に重要な手続と言えます。

平成23年分の改正点をふまえて、年末調整関係の各種申告書や証明書類を再度チェックしてみてください。

※参考資料：国税庁『平成23年分 年末調整のしかた』



# 支部コーナー

## ▼ 税務研修会

- 9. 13 杉村・大杉・清水支部合同税務研修会
- 10. 14 楠東・楠西支部合同税務研修会
- 11. 4 金城・西・若葉・北陵支部合同税務研修会



## ▼ 講演会

- 11. 11 守山7支部合同教養講演会 サイエンス交流プラザ  
「商は笑なり、さらに勝に通ず！」  
講師 大田昌和 氏

「人は占いで悪いことばかりを気にとめるがよいところを探すのも易学です。」と話され、年方位盤、九星、手相、バイオリズム、色彩等で各々自分の運勢を笑いを交えて調べました。講師のユニークな助言を聞き、終始笑いが絶えない、一般の方にも参加頂いた講演でした。



## ▼ 役員会

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 8. 24 金城支部  | 9. 29 守山支部   |
| 8. 24 楠東支部  | 9. 29 森向支部   |
| 8. 24 楠西支部  | 10. 4 小幡支部   |
| 8. 25 若葉支部  | 10. 14 大杉支部  |
| 9. 9 守山7支部長 | 10. 14 楠東支部  |
| 9. 13 杉村支部  | 10. 14 楠西支部  |
| 9. 13 大杉支部  | 10. 18 大森支部  |
| 9. 13 清水支部  | 10. 27 みどり支部 |
| 9. 16 北陵支部  | 11. 25 守山支部  |
| 9. 28 守山北支部 |              |

▼ 見学研修会



10. 15  
若葉支部見学研修会  
ちひろ美術館・安曇野方面



10. 22  
北陵支部見学研修会  
サンプル作り・郡上八幡方面



10. 25  
杉村・大杉・清水支部合同見学研修会  
浅井三姉妹博覧会・長浜方面



11. 2  
楠東・楠西支部合同見学研修会  
穂高神社・安曇野方面



11. 8  
金城・西支部合同見学研修会  
伊吹山・太閤温泉・長浜方面



11. 15  
守山・小幡・大森・森向支部合同見学研修会  
キリンビール彦根工場見学・湖東三山



# 青年部会コーナー

## ▼ 研修会

- 10. 19 税務研修会  
法人会研修室



## ▼ その他

- 8. 23 親睦ボウリング大会  
キャッスルボール  
懇親会 焼肉「かわちどん」



- 9. 25 守山区区民まつり協賛  
守山区三菱電機グラウンド



- 11. 18 第25回法人会全国青年の集い（みえ大会）  
三重県営サンアリーナ

次頁の「青年部会だより」をご覧ください。



## ▼ 役員会

- 8. 10 9. 28
- 9. 7 10. 14



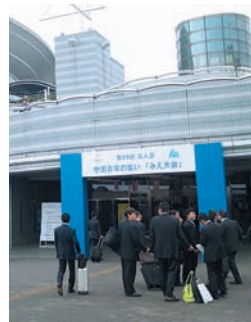
# 青年部会だより

皆様こんにちは。今回は先日三重県で開催された「全国青年の集い」（三重県営サンアリーナ）の様をお知らせいたします。

名古屋北法人会からは、7名出席いたしました。

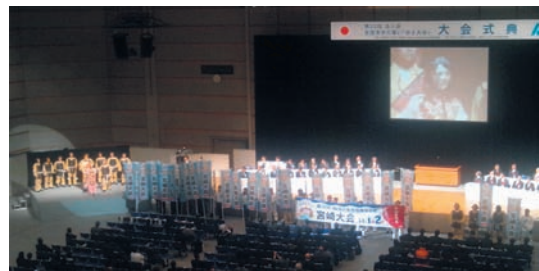
今年は3月の大震災の影響により、東北の方々の出席者が大変少なくなるとの事情から、三重県の近隣である愛知県の出席者に例年以上より多く呼びかけがございました。そのかいあってか、今年の青年の集いも例年と同じく大変な賑わいとなっております。

さて「青年の集い」では一体何が行われているかと申しますと、メイン会場にて写真のようなスケジュールに沿って式典が行われます。



会場の中の様子はこんな感じになっております。

そして会の締めは来年の「青年の集い」の開催地である宮崎法人会青年部会のプレゼンテーションで会は締めくくられました。



メイン会場の外では、今回の開催地である三重県の特産品や写真のような三重県ならではの催しが披露されており、全国から集まった青年部会員を歓迎されておりました。

青年部会員の代表として出席してきました私達7名は、記念写真の笑顔からもわかるように大変充実した一日を過ごすことができました。

是非次回は皆様の出席をお待ちしております！！





# 女性部会コーナー

## ▼ 研修会

11. 9 見学研修会 かんてんぱぱ・養命酒駒ヶ根工場見学、駒ヶ根高原方面



## ▼ その他

9. 13 税に関する作文の審査  
北税務署会議室
9. 25 守山区区民まつり協賛  
守山区三菱電機グラウンド
11. 8 「税を考える週間」街頭宣伝  
黒川バスターミナル・アピタ北店・ピアゴ守山店・ジャスコ守山店
10. 7 岡崎・名古屋北法人会女性部会情報交換会  
法人会研修室



租税教育・女性部会としての今後について活発な意見の遣り取りが行われ、今後の部会活動に役立つ有意義な情報交換会でした。

終了後ウエスティンナゴヤキャッスルに於いて昼食会を行い親睦を深めました。

## ▼ 役員会

8. 25 事業委員会      9. 8 役員会      10. 24 役員会

# 見学研修会

杉村支部 (株)甲英 矢澤よしみ

11月9日、駒ヶ根方面に見学研修会に出かけました。

前日より気合を入れ翌日の仕事を片付け、当日は早起きをして、洗濯、食事の片付けを終えて、さあ出発！ 忘れ物がないかバッグの中を確認 OK！ すすがすがしいお天気

7時35分に集合場所に到着したら、皆様、結構集まっておられ、久しぶりに見なれたお顔を拝見して嬉しく思いました。

8時、バスが出発です。

私は2号車に乗りました。大曾根駅で2人乗ってこられ、高速道路に入って恵那ICで休憩タイムをとり、その後駒ヶ根へと向かいます。車窓から見える風景がだんだんと紅葉が深くなり、とても綺麗でした。

まずは駒ヶ根に着き、かてんぱぱ工場に入り工場見学をしました。

ダイエット食品、体に良い食品等、数え切れない程の種類・・・

女性はダイエット食品等にはすごく反応が良いのです。私も袋いっぱい買い物をして、おまけまでもらいました。

私はおまけに弱いものですから（笑）

「もうかっちゃった！」と思ったりしました。

その後、養命酒駒ヶ根工場に行き、養命酒の製造工程をスライド写真で見、試飲をさせていただいたのですが、お腹の中が熱くなり、少し酔ったような感じでした。

ちょっと飲みにくいけれど、「私もそろそろ飲もうかな…」と思いましたが、家に帰った頃にはもう忘れてしまいました。

養命酒工場の敷地には清流が流れていて、紅葉がとても綺麗でした。

その中でも目を引く木があり、あまりの美しさにびっくりです。上が赤、真中がオレンジ、下が緑色なので、「どうしてこういう色になるのですか？」とお店の方に聞いてみたところ、「この木は上からだんだん紅葉していくので、こういう風になるのです」と言われて、感動しました。



養命酒駒ヶ根工場



その後は待ちかねていた昼食です。

駒ヶ根高原リゾートリンクスのレストランでフランス料理をいただきました。とても美味しい料理に友達とワインを一杯いただき、「お昼からこんな贅沢して、会社でお仕事しているみんなに少し申し訳ないね」と言いながら・・・

昼食後はお買い物タイムです。野沢菜、リンゴ等お土産を買い、バスは帰路へとつきます。車中では、綾小路きみまろのビデオを観ながら

皆様大爆笑！

居眠りをされる方もちらほら…。楽しい1日となりました。

私は法人会に以前はあまり参加せず、名前だけ連ねている会員でした。会社が忙しく、1日の半分くらいは電話対応で平日に私が抜ける事など出来ませんでした。

でも、リーマンショック以後は仕事の激減で会社にも以前みたいに仕事がなく、空き時間が出来る様になりました。それからは、法人会の税務教室、講習会へと時間を見つけてはできる限り出席して色々と学ばせて頂いております。

女性部会の見学研修会へも参加しますとこれまでのお友達とは違った方達と出会え色々勉強になり楽しい時間を過ごさせて頂いております。出席された事のない皆様方も、ひととき会社や家事を忘れて、ぜひ参加されてはと思います。

色々な方のお話が聞けて、とても楽しいですよ！！

最後に、東北の震災にあわれた方の1日も早い復興をお祈りしています。私も震災の方達に負けな

い様、この不況を乗り越えて頑張っていこうと思っています。

皆様、研修会ではお世話になり、ありがとうございました。



目を引く不思議な木

# 公益法人って何？

社団法人  
名古屋北法人会

我らは  
公益法人！



①

もしもし  
ちょっと待って！  
それは違うよ たっくん。  
今のままでは「我らは公益法人」  
ではなくなるんだよ。



法人会キャラクター  
けんたくん



②

あのね たっくん、民法の「公益法人」制度がなくなり、新しい公益法人に関する法律が来年12月に施行されるの。

ちょっとやさそつと「公益活動」をしているからって「公益法人」って呼んではいけないんだって。要するにほんとの公益活動をやっている団体だけを「公益法人」って認める厳しい法律なんだよ。

会員みんなが、税に関する啓発活動、税知識の普及活動をやってるのに「公益団体」でないなんて辛いよね。



③

うん、法律では「公益法人」と呼ばれるには、色々な基準をクリアーできる団体としての「認定」を受けるようになってるんだよ。

特に必要なのが、「公益事業比率」が50%以上でないといけないということ。そこで「公益事業」なんだけどね法人会には定款に活動目的があるよね。

その目的には、世の中の役に立つ事業、いわゆる「社会貢献活動」、主なものとして、「税知識の普及」「税に関する啓発活動」最近は「租税教室」とかねっ！

それに、地域のためになる「社会貢献活動」など、そういった「公益事業」におおむね予算の50%以上使われないといけないんだ！！



④

# 税の啓発活動

## 税知識の普及

基本だね!



⑤

# 社会貢献



⑥

## 租税教室



寝てるだけじゃん!!



⑦

でも何のメリットがあるの?



⑧

さっき言ったワン!! メリットどころではないの! 中小企業家が法人会の輪で地域のために社会貢献活動をやっているのに「公益活動団体」と呼ばれないのがとってもきつい。

社会からりっぱな公益団体と言われたいよねっ。今の世、社会貢献は企業ステイタスだもん! それと、認定を受けるのと受けないのでは、税金がまったく違うそうだよ。認定を受けると大きな特典があり、認定を受けないのでは大変な差があるんだって!



全国の法人会が「認定」に向けてまっしぐらなんだよ!!

⑨



よしよし!  
公益法人目指して  
ガンバルゾー!

あら  
はりきりすぎ



⑩

## 市内9法人会合同講演会

# 演題 「面白く生きる道しるべ」

講師／東京大学名誉教授 養老 孟司 氏

日時／平成23年9月14日（水）

会場／中京大学文化市民会館



### 講師プロフィール

- 1937年 鎌倉市生まれ
- 1962年 東京大学医学部卒業
- 1967年 医学博士号取得
- 1981年 東京大学医学部教授就任  
東京大学総合資料館長、東京大学出版  
会理事長を兼任
- 1995年 東京大学退官、翌年北里大学教授就任
- 1989年 「からだの見方」でサントリー学芸賞受賞
- 1998年 東京大学名誉教授
- 2003年 北里大学退職、「バカの壁」で毎日出版文  
化賞受賞
- 2006年 京都国際マンガミュージアム館長就任

著書：「バカの壁」「ヒトの見方」「からだの見方」  
「毒も薬になる話」「ミステリー中毒」

他多数

### 近ごろの日本人の常識

今日は「面白く生きる道しるべ」という演題をいただきましたが、「面白い」という言葉で思い出すのは、高杉晋作の辞世「面白きこともなき世を面白く」です。若い人が「面白く生きる」のはいいのですが、私の歳より上の者にとっては、「生きる」と言えば、「何とか生きている」「ようやく生きている」状況で、日本人は世界一長寿ですが、あまり面白く生きていないのではないかと、と思います。

「面白く生きる」ことは結構危ないことをすることだと思います。私は今年、虫採りのためにラオスに2回行きましたが、ラオスにはトラ

やゾウ、コブラもいますし、うっかり山奥の部落で蚊に刺されるとマラリアになります。私は面白くて行くのですが、どうしてそんな危ない所に行くのかという人もいます。

世間の常識は、時代とともに変わりますが、極端に変わったのは昭和20年です。私は学校で教科書に墨を塗った世代で、そのとき「書かれたものは信用できない」という考えが、体の癖になってしまいました。例えば新聞を読んだときは、「読売新聞にはこう書いてあった」「記者がそう思って書いた」と思うのであって、それが本当だとかウソだとかは思いませんし、「騙された！」と怒ることもありません。「信じる・信じない」ではなく、「私は、自分でこう決めたのだから」と考えるようになったのです。

ある女性が20年ほど前に、40代の主婦を調査して“食”の研究をしました。アンケートに答えた主婦たちは、朝食は「栄養のバランスを考えて、日本の伝統的な食事を作っている」と答えたのですが、実際の1週間分の朝食の写真を見て、「私は家族にこんな手抜きのお食事を食べさせていたのか」と驚いたそうです。

「言っていること」と「やっていること」がズレていたのです。その主婦がお子さんを育てているのですから、日本人全般にそうだとということになります。思考と行動がズレていますから、どこまで信用していいのか。本音で言うべきか、建前で言うべきか、用心して話さなければいけません。そういう人たちの相手をするのは疲れます。

### 命懸けの判断

「面白く生きる」とはどういうことか。11月に文庫本で出版される『シャンタラム』というヘンな小説を夢中で読みました。オーストラリア人の小説家が主人公です。20代後半に離婚、娘から引き離されてヤケになり麻薬中毒になり、銀行強盗をして刑務所に入ったのですが、2年

目に脱獄。暴走族のツテでニュージーランドに逃げて、それからインドのムンバイのスラムで暮らし始めます。いろいろ事件があって警察に捕まるのですが、インドのマフィアの親分が1万ドルを払ってくれて出獄。スラムで、お金がなくて医者にも行けない人たちのために医者のようなことをして暮らしていくのです。

その人は「血と涙と喜びで書いた」と記していますが、私が面白いと思う人生は、そういう人生です。

スラムで暮らしていくには裸の姿でなければ生きていけません。何が信用できて、信用できないか、どこまでが本当で、どこまでがウソか、命懸けで判断して初めて見えてくるものがあると思うのです。

## もっと体を使おう

私は理系ですから、経済のことはよくわかりませんが、お金は政府が世の中に必要なだけ刷っているものと思っていましたので、「給料日の前日に口座にお金が残っていると、誰か困っている人がいるはず」と思い、貯金は1円もしていませんでした。それが健康的な考えだと思うのですが、一般的にはそうは思われていません。国の借金が800兆円で、国民の資産は1,400兆円あります。

また、今は景気が悪いのではなく、ここ10年間の傾向として労働生産人口（15歳から65歳）が毎年10万人単位で減り、高齢者の人数が増えて消費が落ち込んでいるのだから、経済成長しないのは当たり前という報告があります。

私は「経済成長はエネルギー消費と比例する」と思っています。ですから政府が「温暖化対策で、できるだけ石油を使うな」と言えば、景気



が良くなるはずはありません。

それよりも人間はエネルギーの使い過ぎです。

江戸時代のエネルギーは木材でした。炭と薪で煮炊きしました。木炭バスの時代、坂になると登れないので人が押しました。それに象徴されるようにエネルギーがないと人の力が要るようになります。逆にエネルギーが大量にあると、人ひとりがすることは大したことではなくなってしまいます。耕運機を1台入れたら、10軒でやっていた田圃が1軒でできるようになります。そうすると人間が働いても何ほどのことか、という価値観になります。若い人を見ているとわかりますが、体を使いません。体を使うより機械を使うほうがはるかに簡単で効率がいい。その考えが社会全体に広がっていったのが、ここ50年です。

ですから第一次産業に従事していた人が、1955年は4割あったのですが、現在は4%弱になりました。

それを私は「人間の価値がエネルギーの下駄をはくようになった」と言っています。皆様も江戸時代の人に比べて自分のほうが偉くなったと思いませんか。下駄を履いて、こんなに背が高いと威張っているのですが、下駄をとり払ってしまうと、人間の背の高さは江戸時代の半分になっているような気がします。

## なくなった「人を見る目」

現代は能力・業績主義と言い、人を点数で計りますが、私は違うと思います。

昔は「人を見る目」がありました。いま大学に「人を見る目」は要りません。入試の点数で合否を決めていけば公平で客観的な試験をしていると言ってもらえます。医学部で、「この人





は医者に良さそうだから合格させる」と言うのが不公平だと言われるのです。

江戸時代、新井白石は勉強していて眠くなると井戸端に行き、冷たい水を被ったという武勇伝がある偉い人です。10代の半ばの頃、財閥、例えば京都の角倉家とか河村瑞賢の家から養子に来てくれと声がかかりました。あのインターネットもない時代に、関東の片田舎に優れた若者がいると、どうして関西の財閥にわかるのか。優秀な人材が欲しいと、日本中に網を張っていたのです。人を見る目が中心だったのです。だから田沼意次や柳沢吉保は身分がなくても出世できたのです。幕末の勝海舟もそうです。

私が現役の教授のころ、問題が起きました。学生の中にオウム真理教の信者がいて、本人は真面目に私に言いました。「尊師が、富士宮で水の底に1時間いるという公開実験をします。先生、立会人になってください」。医学部の学生が、人が水中に1時間いて平気だと本気で思っているのです。どうやって彼を医者にしたらいいのか。なぜ、こんな人が医学部に入学できたのか。入学試験の成績が良かったのだから仕方ないと言われる。

私は「手続き主義」と言うのですが、手続きをきちんとやったのだからオレのせいではない、こういう無責任主義が広がっています。面接をした教授が「こいつを何とかしなきゃ」と合格させた人の責任をとるのが教育です。教育がダメになったひとつの理由は、人を見なくなったからです。

皆様が人を見る目をもってくださいれば日本はもっと良くなるはずです。特に若い人を見ていただきたいと思います。日本の資産は“人”なのですから。

## 自分とは何か？

昔の日本人は“自分”について何も言いませんでした。特に仏教は“無我”の思想を大切にしています。無我は諸行無常、明日になったら意見がどう変わるかわからないという考えです。

「本質的な自分がある」という錯覚は人類全体にあって、それを表しているのが一神教——ユダヤ教、イスラム教、キリスト教の世界です。

いまの若い人はキリスト教と仏教の狭間に

落っこちてしまい、どうしていいかわからなくて“自分探し”をしているのだと思います。よく若い人は「自分に合った仕事を探している」と答えますが、本気で自分に合った仕事はあると考えているのか？ 私は30年間、東大で解剖をしてきましたが、解剖に合っている人がいるのか。いるはずはありません。医学部が成り立つために解剖という仕事が必要だからやっているのです。他の仕事も同じです。江戸時代は、食物を作る人を「農」、道具類を作る人を「工」、流通する人を「商」、管理職を「士」と言いました。それは世間に必要な仕事を分担しているのです。仕事は世間や人のためにやって、そうして世間から応分の報酬をもらうのです。

仕事以外に自分がある、それが江戸時代にははっきりしていたと思います。小林秀雄が晩年に書いた『本居宣長』の伝記によれば、本居宣長は母親に言われ京都に医学の修行に行き、松坂に戻り医者として開業します。だけれど、二階にある四畳半の書齋でやったのが国学者としての仕事です。はっきりと個人と仕事を分けています。

仕事はお金を稼ぐためと教えていませんか。正しい職業観が大人から消えてしまっている気がします。





偉い人は、自分が偉いからその高い地位に就いているのではなく、世間からお預かりしているものだから、適当な時期が来たらお返ししなければいけません。なかなか返さない人は、預かっているという感覚がなくなって、仕事が自分のものだと思っているからです。それを“公私混同”と言うのです。

私が自分に合った仕事をするとしたら、虫を探します。でも誰も褒めてくれませんし、1円にもなりません。

戦後は、世間を立てることを、やってきませんでした。いろいろ理由はあります。民法で“家”を消し、いまは個人の単位で時を図ります。

名のある家なら何代も続く家を考えますが、現代の大工は「20年もてばいい」と家を造りますので、消耗品の家になりました。先祖がない人に未来はありません。「孫子の代まで」と言いますが、いま親子三代かけて松林の防風林

を造ったり、何代にも渡っての仕事をしません。それでは面白くありません。

「“自分”とは何か?」。“自分”があるのは起きているとき（意識があるとき）だけです。頭の中にある地図の現在位置を示す矢印が“自分”です。空間定位と言います。“自分”という境界の中はプラスの価値になっていますが、一旦その境界から出てしまうとマイナスと考えてしまうのです。唾液を、一旦口から出したら汚いと思ってしまうのと同じです。

物事の考え方は大切です。「自分が大切だ」と言われたら、「たかだか案内板の矢印でしょ」と言っていればいいのです。そういう目で見てみると人生がつまらないと思うかも知れませんが、私は面白くて仕方ありません。虫を捕っているのは楽しいです。いくら儲かるとか考えなければ世の中は面白いのです。虫や蝶が、何であんなことをしているのかと一日見ていても飽きないです。

本居宣長のように二階の四畳半をみんながもっていなければいけないのです。皆様も、面白く生きるために、いろいろ考えてみてください。良いお坊さんがいるお寺を選んで話を聴いてくださるのもいいと思います。

※この記事は平成23年9月14日（水）の講演を要約したものです。

文責 （社）名古屋北法人会



# ◆◆◆ 新会員紹介 ◆◆◆

(平成23年8月1日～11月30日)

支部	会社名 住所	代表者 電話番号	営業内容	勸奨者
山田	(株)SURE RECORD POOL ASIA 北区山田1丁目12-14 セントレイクセブ401	友松大祐 508-6560	音楽製作、企画、ダウンロード	
大曾根	司法書士法人 ノア 北区大曾根2丁目8-1 大曾根兼元ビル6階	岩佐芳樹 917-0043	登記・供託に関する手続きの代理、その他	
杉村	(株)一龍堂 北区大杉町6丁目105	中島一雄 914-1152	接骨業、鍼灸、マッサージ	
金城	中日テクノサービス(株) 北区駒止町2丁目59 カイラーサアネックス1階	内藤晶文 914-8337	空調システム機器・修理・点検・施行	
金城	(有)ステージ 北区金城町2丁目6 いずみマンション201	安田秀和 503-9101	建設業	草川工業(株)
若葉	(株)T&R 北区辻町2丁目63 フラット3 103号	本間俊力 508-5613	防水工事業	
若葉	シンシア(株) 北区辻町1丁目38-102	松下華枝 938-5105	産業機械賃貸業	
北陵	(株)和ごころ 北区金田町3丁目15-2	平出昌也 618-8969	和菓子原材料卸	
楠東	(株)リアルホーム 北区如意1丁目142	曾我部茂 909-5271	宅地建物取引業	(有)佐久間土地(北陵)
楠西	(株)M S C 北区丸新町85	村瀬繁憲 902-3963	環境関係	(有)山水園
楠西	(株)デジタルネットワーク 北区会所町250-1 ロイヤルオークビル7A	渥美有一 909-6888	電気通信業	
楠西	(有)コーワデンキ 北区丸新町348-2	広瀬和雄 901-4334	家電販売業	弥生投資顧問(株)(小幡)
楠西	(同)黒子システム 北区五反田町268	久納靖浩 846-7667	システム開発	名古屋化成(株)
楠西	(株)K D C 北区西味鏡1丁目325	甲斐エミ子 901-2361	軽金属のダイカスト casting	
守山	アミティエホールディングス(株) 守山区新城4-12	宮川 泰 795-5209	インキュベーション(国内外投資)	
小幡	(株)宇佐見 P P K サポート 守山区喜多山1丁目418	宇佐見正春 0565-27-5171	健康・医療・介護施設の経営コンサルタント、企業及び団体等の安全衛生・健康管理のサポート他	
小幡	(有)テックジャパンコーポレーション 守山区苗代1丁目11-52	松本 敏 758-6016	建築設備設計・施工管理	
森向	エコバイオ(株) 守山区天子田3丁目809	鈴木克生 769-6311	バイオ燃料の販売	(株)オオモリ土木
みどり	(有)サンアイズ 守山区桔梗平1丁目1808	伊藤邦生 736-3554	建物解体工事請負、産業廃棄物収集運搬	名古屋銀行守山支店(守山北) 株ナカシロ(守山北)
みどり	木下工業(株) 守山区吉根1丁目2205	木下雅隆 736-2348	水道工事	
守山北	(有)前堀機械 守山区森宮町21	前堀信弘 793-7237	コンプレッサーの販売修理	
守山北	(有)ツインテックイマイ 守山区川宮町478	中林 満 758-6090	防熱扉の設計・施行・保守	名古屋銀行守山支店
守山北	ユタカ自動車工業(株) 守山区川宮町409	小田善之 758-5860	自動車修理業	

# 北法人会の行事メモ

(平成23年8月～11月)

## ◆ 税務教室

9. 6 税務教室 (第1回)  
「振り返れば40年」時代と共に変化する  
税務行政について語る  
名古屋北税務署長 松本良二 殿
10. 12 税務教室 (第2回)  
「平成23年度税制改正のあらまし」  
法人税を中心に重要な改正点を解説  
名古屋北税務署 法人課税第一部門統括官 殿
11. 10 税務教室 (第3回)  
「平成23年度税制改正のあらまし」  
源泉所得税を中心に改正点を解説  
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



## ◆ 経営教室

8. 26 経営教室 (第2回)  
「コア技術を生かして不況を乗り越える！」  
講師 岩田勝美 氏



## ◆ 講演会

9. 14 市内合同講演会  
「面白く生きる道しるべ」  
講師 養老孟司 氏
11. 14 「税を考える週間」記念講演会  
「姿勢を美しくすれば・・・驚異の効果！」  
講師 牧野圭子 氏



一般の方も参加され、人体・骨格模型を見ながら脳を垂直に地球に身置く起立でない正しい姿勢を、実際に二人一組で体を動かしながら楽しく学びました。



## ◆ パソコン教室

9. 7 パソコン講座（第1回） Windows  
 9. 14 パソコン講座（第2回） Excel  
 10. 20 パソコン講座（第3回） Internet



パソコン初級講座です。今年度は9月（従来8月開催）に開催致しました。台風上陸で講習日が順延され受講される方々にご迷惑かけました。

## ◆ 簿記会計講座

- |       |           |        |            |
|-------|-----------|--------|------------|
| 8. 3  | 簿記会計講座第4回 | 9. 14  | 簿記会計講座第9回  |
| 8. 10 | 簿記会計講座第5回 | 9. 28  | 簿記会計講座第10回 |
| 8. 24 | 簿記会計講座第6回 | 10. 5  | 簿記会計講座第11回 |
| 8. 31 | 簿記会計講座第7回 | 10. 11 | 簿記会計講座第12回 |
| 9. 7  | 簿記会計講座第8回 |        |            |

7月より12回簿記3級基本講座を開催終了しました。今回は台風の影響で講習日の順延が続き受講される方々に大変ご迷惑かけました。

講師 税理士 伊藤彰宣 先生



## ◆ その他

9. 22 決算期別説明会  
 名古屋北税務署 法人課税担当官 殿
11. 22 決算期別説明会  
 名古屋北税務署 法人課税担当官 殿



9. 25 守山区区民まつり協賛 守山区三菱電機グランド  
 税金クイズとサイコロゲームを催しました。医療費の公費負担額、学生1名当りの教育費負担額、ゴミ処理費用など生活に密着した税金クイズで税の使われ方、大切さをPRしました。



10. 26 調査部所管法人研修会 メルパルク名古屋

## ◆ 役員会

- |       |                  |        |       |
|-------|------------------|--------|-------|
| 8. 11 | 運営会議             | 9. 9   | 常任理事会 |
| 8. 11 | 本部理事会            | 9. 26  | 事業委員会 |
| 9. 2  | 組織・厚生合同委員会・推進協議会 | 10. 13 | 広報委員会 |
| 9. 9  | 運営会議             | 10. 27 | 事業委員会 |

# e-Tax利用のお願い

名古屋市内法人会e-Tax推進合同会議

(社)名古屋北法人会

(社)名古屋中法人会 (社)名古屋東法人会

(社)千種法人会 (社)名古屋西法人会

(社)名古屋中村法人会 (社)昭和法人会

(社)熱田法人会 (社)中川法人会

日ごろは法人会活動にご協力をいただきありがとうございます。

皆様ご承知のとおり昨年度より、名古屋市内9法人会が会員に対して一斉に「e-Tax利用について」(依頼文)を関与税理士にお願いいただくよう実施してまいりました。

その結果、関与税理士の指導により、少しずつではありますが、e-Taxを利用する会員も増えてきております。

しかしながら、e-Taxを利用していない会員が数多くみられ、引き続き名古屋市内9法人会で代理送信をお願いすることとなりました。

申告届出をされているのは税理士という会社が多く、関与されている税理士に、是非、利用したい旨を強く依頼していただくために、『e-Tax利用について』(依頼文案)を用意いたしました。

会員の皆様には、お手数をおかけしますが、関与税理士に対して、代理送信により電子申告をお願いしていただきたいと思っております。

尚、すでにご利用いただいている会員におかれましては、引き続きのご利用をお願い申し上げます。



皆様から税理士先生へお願いいただく 依頼文（案）

お届けする日付を  
ご記入ください

平成99年99月99日

会計事務所の名前を  
ご記入ください

名古屋会計事務所 御中

税理士 申告 太郎 様

関与税理士のお名前  
をご記入ください

貴社名及び代表社名  
をご記入ください

株式会社 イータックス

代表取締役 納 税 太 郎

関与税理士  
のお名前を  
ご記入く  
ださい

### e-Tax 利用について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

申 告 先生には、いつも弊社の税務指導では色々お世話になりお礼申し上げます。

弊社の税務関係書類は現在文書で作成されて税務署へ送付しておりますが、国税庁が e-Tax(国税電子申告・納税システム)の普及に向けて強力な推進活動を展開しております。取引先や弊社の周りの会社でも e-Tax に切り替えたと聞き、弊社でも e-Tax による電子申告化は将来に向けて避けては通れないものと考えています。

そこで早期に対応して頂き、税務関係書類の提出については、弊社でも時代の変化に対応した e-Tax で申告・納税をしたいと考えています。

代理送信にて e-Tax を利用できるようご手配をお願い申し上げます。

敬 具



# 経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



## Jタイプは、重大疾病による 生存リスクから企業を守ります！

**ポイント 1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を生存中に支払います。**  
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント 2** 万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**  
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、ほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。(保険期間が年満期で設定されている場合は、死亡給付金・解約払戻金はほとんどの場合、0またはごく少額となります。)

**ポイント 3** 約款所定の**高度障害状態**または**不慮の事故による身体障害状態**に  
なられた場合、以後の**保険料払込は不要**となります。

- ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
- ◎この資料の記載内容は、平成23年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「重要事項のお知らせ」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

 大同生命保険株式会社

名古屋支社/名古屋市市中村区名駅4-23-13 TEL 052-541-3151





本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

T E L 915-3886

F A X 915-3850

E-mail [kitahou@lilac.ocn.ne.jp](mailto:kitahou@lilac.ocn.ne.jp)

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>

## 名古屋北法人会だより No. 122

発行日 平成24年1月1日  
発行 社団法人 名古屋北法人会  
名古屋市北区清水5丁目5番3号  
名北フロントビル2F  
電話 915-3886  
編集 広報委員会  
印刷所 株式会社 正鶴堂  
名古屋市北区志賀南通2-4  
電話 914-1855(代)

(社)名古屋北法人会 所在地

